

議案第104号

さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の再任用に関する条例(平成13年さいたま市条例第302号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (特定警察職員等への適用期日) 第2条 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。	附 則 (特定警察職員等への適用期日) 第2条 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第6条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第6条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。